

◎オミクロン株の感染流行に備えた検査・保健・医療提供体制の点検・強化の考え方について (様式)

(高知県)

1 (1) B.1.1.529系統 (オミクロン株) の早期探知と感染拡大防止策の徹底について					
(○×回答)	回答				
・ 1 (1) 記載事項の点検完了の有無	○				
(自由記載)					
<p>・ 県内においてオミクロン株による市中感染例が確認されたことを受けて、臨時PCR検査センターを1月4日から設置するなど、幅広い検査等の実施体制を整備した。(R4.2.9時点：臨時PCR等大規模検査センター3か所、薬局99か所、民間事業者2か所で実施)</p>					
1 (2) 自宅療養者等への健康観察・診察の対応について					
(○×回答)	回答				
・ 1 (2) 記載事項の点検完了の有無	○				
(自由記載)					
<p>・ 本県においては、特別警戒ステージ以降、患者発生状況に応じて自宅療養を開始することとしている。</p> <p>・ 自宅療養開始以降の対応については、日中の保健所による健康観察と医療機関によるオンライン等診療に加え、夜間等の医療相談やオンライン診療等を新たに事業所に委託し、24時間対応の相談・診療体制を強化した。</p> <p>・ 検査協力医療機関と連携し、陽性判明時にMy HER-SYSの活用等に関するチラシの患者への配布のほか、発生届にトリアージに必要な情報の適切な入力を依頼し、健康観察等に係る保健所業務の効率化を図った。</p> <p>・ 併せて、保健所に対しても、患者情報の電子化とMy HER-SYSの活用について周知徹底を行った。</p> <p>・ 県内の感染者の約7割を占める高知市(保健所設置市)においては、保健師等医療系の専門職を中心とする全庁的な職員の配置の見直しや外部からの雇用により1日当たり約60名の増員を行い、発生届直後の迅速な対応や健康観察等を行う体制を大幅に強化した。</p>					
○ (p.3) 地域の医療機関等(特に、当該患者を診察・検査した診療・検査医療機関)が、自ら診断した自宅・宿泊療養中の患者の健康状態の確認を行い、必要に応じて電話等による診療を行う体制の検討・要請					
(○×回答)	回答				
・ 当該体制の検討・要請の有無	○				
【自宅療養者治療に関与する医療機関数】※以下の行に11月末時点と検討後の数値を入力ください。					
↓	<table border="1"> <thead> <tr> <th>2021年11月末時点(再診を含む)</th> <th>199箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体制検討後 2022年2月8日時点(再診を含む)</td> <td>231箇所</td> </tr> </tbody> </table>	2021年11月末時点(再診を含む)	199箇所	体制検討後 2022年2月8日時点(再診を含む)	231箇所
2021年11月末時点(再診を含む)	199箇所				
体制検討後 2022年2月8日時点(再診を含む)	231箇所				
(自由記載)					
<p>・ 本県においては、健康観察は保健所、診療は医療機関が実施し、事前に解熱剤等を処方するための電話診療等の体制や夜間の救急医療体制を保健所管内ごとに構築して、宿泊施設及び自宅での療養に対応している。また、中和抗体薬治療については、副反応等の様子を見る必要があることから、臨時の医療施設や専門の入院協力医療機関で対応することを原則としている。</p> <p>・ 上記の体制に加え、昨年12月20日から、県内の保健所や医療機関への負担の軽減を図るため、夜間等の医療相談やオンライン診療等を一元化し県外の事業所に委託することにより、24時間対応の相談・診療体制を強化した。【再掲】</p> <p>・ 県内には、検査協力医療機関として診療・検査のみを実施する医療機関、電話診療等のみを実施する医療機関、両方を実施する医療機関があり、それぞれが役割分担をして、県全体で自宅・宿泊療養中の患者への支援体制を構築している。引き続き、県医師会等と連携し、自宅療養者への支援体制を強化していく。</p>					
○ (p.3) 計画において、想定する自宅療養者数をゼロと見込んでいる県について、オミクロン株の流行による感染者の大幅な増加に伴い、自宅療養者が発生する場合も想定した際の健康観察・診療の体制の構築を検討					
(○×回答)	回答				
・ 当該体制構築の検討の有無					
(自由記載)					
<p>※検討後の健康観察・診療の体制で対応可能な自宅療養者数について、可能であればご記載願います。(医療機関数は上記に記載ください。)</p>					

12月28日付け「オミクロン株の感染流行に備えた地域の医療機関等による自宅療養者支援等の強化について」	
1. 自宅・宿泊療養者が安心して療養できる体制構築の確認について	
(○×回答)	回答
・パルスオキシメーターを自宅療養開始当日ないし翌日に配布する体制の構築完了の有無	○
【パルスオキシメーター確保数】(2月9日時点)	2510個
(自由記載)	
<p>・パルスオキシメーターについては、本年1月7日時点において、計画上の最大自宅療養者数の2倍近くの1,510個を確保済み。オミクロン株による感染拡大を受けて、追加購入を行い、2月9日時点で2,510個を確保済みである。(一世帯に1台を配布。)さらに、2月末までに250個の追加購入を予定している。</p> <p>・発生届後、患者への連絡の翌日までに配布することができるよう、他課の職員などによる配布体制を保健所ごとに整えた。</p> <p>・宿泊療養施設については、新たに4施設を開設して合計6施設とし、受入態勢を強化したところであり、感染状況に応じて引き続き確保に努めていく。(R4.1.4時点の稼働施設数：2施設264室→R4.2.9時点：6施設418室)。</p>	
1(3) 検査体制の確保について	
○(p.4) 陽性者や濃厚接触者等の急増時に、行政検査の特例(陽性者が確認された事業所による濃厚接触者候補範囲の特定、医師による陽性者の同居家族等への検査)を即座に活用できるよう保健所の業務体制・手順等の点検	
(○×回答)	回答
・保健所の業務体制・手順等の点検完了の有無	○
(自由記載)	
<p>・検査需要の急激な増加に備え、保健所の業務体制・手順等の点検を行うとともに、民間検査機関の集配検査や検査協力医療機関における検査等が活用できるよう委託契約を締結し、必要な体制を確保した。</p>	
○(p.4) 検体採取体制について、地域の医師会等と連携し、診療・検査医療機関や地域・外来検査センター等の体制が確保されるよう点検	
(○×回答)	回答
・検体採取体制の点検完了の有無	○
(自由記載)	
<p>・医師会等と連携し、検査協力医療機関での検体採取体制を確保した。 (R4.1.7時点：235か所→R4.2.10時点：239か所)</p> <p>・抗原検査キットの不足を補うために県が所有する備蓄キットを医療機関に配布した。</p> <p>・また、検査需要の急激な増加に備え、民間検査機関の集配検査等を活用できる体制を確保した。【再掲】</p>	
○(p.4) 検査分析体制について、即座に対応可能な体制が確保されていることを点検	
(○×回答)	回答
・検体分析体制の点検完了の有無	○
(自由記載)	
<p>・検査需要の急激な増加に備え、民間検査機関や医療機関等への委託により検査分析体制を確保した。</p>	

○ (p.5) 感染拡大の傾向が見られた場合に、クラスターが発生している地域において、感染が生じやすい場所・集団等に対する検査や高齢者施設等の従事者や入所者等に対する一斉検査等を即座に実施できる体制等を準備

(○×回答)	回答
・一斉検査等を即座に実施できる体制等の準備完了の有無	○

(自由記載)

・民間検査機関等と委託契約を締結し、必要な体制を準備した。

・陽性患者が複数人数確認された医療機関や高齢者施設、障害者施設に迅速に抗原検査キットを配付し、濃厚接触者のPCR検査の実施とともに、従事者等に対する一斉検査ができる体制を確保した。

・県営の臨時PCR等大規模検査センター（3か所）において、無症状の医療機関・高齢者施設の従事者の優先的検査が実施できる体制を確保した。

・さらに、予防的措置として、高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画を策定し、実施に向けた検査体制を確保した。

1 (4) 経口治療薬の迅速かつ適切な供給の確保について

(○×回答)	回答
・1 (4) 記載事項の点検完了の有無	○

(自由記載)

・入院協力医療機関及び宿泊療養施設入所者への供給体制を構築した。

・239の検査協力医療機関のうち121か所（R4.1.26時点）で処方できる体制を整備した。また、経口治療薬の対応薬局として144か所（R4.2.8時点）をリスト化し、関係機関と情報共有。今後、対応薬局170か所以上を目指し、県薬剤師会と連携して体制強化に取り組む。

・自宅療養者に対しては、地域の対応薬局から供給できるよう体制を構築するとともに、薬局閉局日にも迅速に対応するため、県薬剤師会と連携し保健所単位で輪番体制を構築した。

・また、入院協力医療機関及び対応薬局に対し、昨年12月27日までに経口治療薬に係る事務取扱の内容等について文書またはメールで周知するとともに、経口治療薬の情報を入手するために製造販売業者ホームページの継続的な確認を行うよう依頼した。

1 (5) 計画で確保した病床の稼働のためのフェーズ引上げについて

(○×回答)	回答
・1 (5) 記載事項の点検完了の有無	○
・フェーズ切替えの前倒しの有無	○
・振り分けの考え方の切替えの迅速化の有無	○

(自由記載)

・昨年12月27日に入院協力医療機関への説明会を行い、オミクロン株の流行状況によっては病床確保フェーズの切り替えを早めることを説明するとともに、そのための準備を要請した。併せて、患者への対応方針（入院、宿泊療養の振り分けの考え方）についても説明し、関係者への周知を図った。

・また、県内においてオミクロン株による市中感染例が確認されたことを受けて、本年1月4日に病床確保フェーズを前倒しで一段階引き上げ（フェーズ1：90床→フェーズ2：159床）、その後も感染拡大に応じて前倒しの引上げを実施し、1月20日からは通常フェーズの最終段階（フェーズ5：255床）としている。

・今後、さらに入院患者が増加した場合（最終確保病床の40%以上の使用率）、緊急フェーズ（303床）への変更を想定している。その場合、県内の3次救急を担う医療機関の機能の大幅な縮小が必要となるところ、現在は一般救急の多い時期であること、また、3次救急の医療機関において院内クラスターが発生し、救急受入を停止している状況であるため、移行にあたっては、感染状況等をみながら、慎重に判断していきたい。

・当初想定していた臨時医療施設32床については、在宅で介護支援を受けていた患者が症状軽減後に早めに在宅療養に移れない状況が病床の回転を悪くしている現状を踏まえ、介護に対応出来る宿泊療養施設として整備する予定であり、2月下旬の開設に向けて準備中である。